



県外で産後ケア事業を利用する方へ 利用料の払い戻しのご案内

対象者 産後ケア事業を利用した時点で上勝町に住民票がある方

対象の施設 自治体から「産後ケア事業」の委託を受けている施設

利用回数 宿泊型 / デイサービス型 各5回まで（県内・県外あわせて）

利用の流れ

1

上勝町役場住民課 への事前連絡

里帰り先や利用したい施設を確認します。

☎0885-46-0111

2

産後ケア施設 予約

ご自身で、利用を希望する施設に予約をしてください。

3

利用申請

利用日の2週間前までに、上勝町へ産後ケア事業の利用申請を行ってください。承認通知書等を発行します。

4

産後ケア利用・支払い

産後ケア利用後、料金を施設へ直接お支払いください。

* 支払金額がわかるもの（領収書や診療明細書など）を受け取ってください。

5

償還払い（払い戻し）申請 **提出期限：産後ケア利用日から1年間**

必要書類をご準備のうえ、上勝町役場住民課へ提出してください。

審査後、指定口座に振り込みます。

償還払いの申請に必要な書類

- ① 上勝町産後ケア費用償還払い交付申請書
- ② 請求書
- ③ 産後ケア利用にかかる領収書
- ④ 印鑑（シャチハタ不可）
- ⑤ 振込先口座が確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）

払い戻し額

利用施設で支払った産後ケア費用から、自己負担額（※1）を差し引いた金額、もしくは、上勝町で定める助成限度額（※2）のいずれか低い方の金額を払い戻します。

サービス区分	階層区分	自己負担額	助成限度額
宿泊型 1泊2日	課税世帯	5,000円	50,000円
	非課税世帯 生活保護等	2,000円	53,000円
デイサービス型	課税世帯	2,600円	35,000円
	非課税世帯 生活保護等	500円	37,100円

お問い合わせ

上勝町役場 住民課 担当 保健師

〒771-4501 上勝町大字福原字下横峯3番地1

☎ (0885)-46-0111